

## 令和7年度 じん芥収集車購入 仕様書

### 第1 総 則

- 1 この仕様書は、小林市がじん芥の収集に使用する塵芥収集車の購入について必要事項を定めることを目的とする。
- 2 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 3 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 製造会社による不都合個所が発生した場合は、無償で取替え又は修繕するものとする。

### 第2 概 要

- 1 数 量 1台（新車）
- 2 納 期 令和8年3月19日（木）
- 3 納車場所 小林市清掃工場（小林市東方1046番地）
- 4 そ の 他 自賠責保険・重量税・自動車リサイクル料、その他一切の諸経費については、入札金額に含めること。

### 第3 車両仕様

- 1 諸 元  
年 式 等 2024年式以降製造の国産車  
動 力 ディーゼルエンジン  
車 体 形 状 じん芥車  
トランスミッション マニュアルトランスミッション  
乗 車 定 員 3人  
駆 動 方 式 2輪駆動  
環 境 性 能 国土交通省が定める排出ガス規制に適合し、かつ自動車NOX・PM法に適合していること。  
燃 費 基 準 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成27年度燃費基準を達成していること。  
最大積載量 2,800kg以上  
ベース車両 3トン以上4トン以下 高床タイプ  
最大出力 110kw（150PS）以上

#### 2 内 装

- (1) キャビン内にエアコンを装備していること。
- (2) パワーステアリングを装備していること。
- (3) パワーウインドウを装備していること。（運転席及び助手席）
- (4) シートには、ビニールカバーを施すこと。（厚手のもの）
- (5) AM/FM ラジオ及び放送設備（SDカード式）を装備していること。
- (6) ゴム製足下マット（純正品）を付属すること。

### 3 外 装

- (1) 後輪はダブルタイヤとする。
- (2) 運転席側及び助手席側のサイドミラーは電動格納式とする。
- (3) 助手席側サイドミラーに下方確認ミラーを取り付けること。
- (4) サイドバイザーを取り付けること。(助手席側も)
- (5) 泥除けゴムを取り付けること。
- (6) ドアモールを左右に取り付けること。
- (7) フォグランプ及びデイライトをそれぞれ2個取り付けること。
- (8) バックランプを左右に取り付けること。
- (9) タイヤはミックスラジアルタイヤとする。

### 4 荷 箱

- (1) 荷箱の容積は6.5 m<sup>3</sup>以上とする。
- (2) 積み込み方法は回転盤式とする。
- (3) 排出方法はダンプ式とする。
- (4) 汚水タンク(95リットル±10リットル)を装備する。
- (5) 操作スイッチは、車両左側後方に設置し、連続・単動切換スイッチも備えること。  
また、車両右側後方(ボタン式)と投入口後方(プレート又はバー式)に緊急停止スイッチを取り付けること。
- (6) テールゲートは内側面を補強するなど十分な腐食対策を施すこと。
- (7) テールゲートとボディとの間に外部操作式の安全棒を装備すること。
- (8) ルーフキャリアを取り付けること。
- (9) その他は標準仕様とすること。

### 5 塗 装 等

- (1) ボディカラーは小林市指定の色(ブルー系)とする。(別途協議)
- (2) 記入文字等は別途協議する。

### 6 その他装備

- (1) キャビンが傾斜すること。(チルト機構があること)
- (2) 鍵付きの燃料タンクキャップを装備すること。
- (3) 工具箱を設置すること。(位置等は別途協議)
- (4) ホイルベース間に物入れを設置すること。(サイズ等は別途協議)
- (5) 車載用消化器を1か所取り付けること。(位置等は別途協議)
- (6) ほうき、ちりとり、スコップ、フォーク、ゴムへらを積める装備とすること。  
(位置等は別途協議)
- (7) 外部スピーカーを設置すること。
- (8) 車輪止め及び収納場所を設置すること。(位置等は別途協議)
- (9) バックアイカメラを装備すること。

- (10) 盗難防止システム（イモビライザーに限る）を装備していること。
- (11) バックブザーを装備すること。
- (12) ドライブレコーダー（前後方撮影型）を装備すること。
- (13) 手洗い用水タンクを設置すること。（位置等は別途協議）
- (14) 不適合ゴミ入れネットを左右に設置すること。（位置等は別途協議）
- (15) 作業用LEDライトを設置すること。（位置等は別途協議）
- (16) テールパイプのガードを設置すること。（別途協議）

#### 第4 保 証

- 1 保証期間はメーカーが保証する期間とし、定められていない場合は1年間とする。

#### 第5 そ の 他

- 1 仕様書で指定した装備品以外でも、使用に必要な付属品等は全てつけて納品すること。
- 2 納入する車両の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 3 納入時に車両の操作方法、保証内容、装備品等の説明を十分に行うこと。
- 4 納入日時は、事前に担当者と協議すること。
- 5 納入時に試運転を行い正常に作動するか確認すること。
- 6 車両に使用する全ての部品は新品であること。
- 7 本仕様書に記載のない事項及び変更、疑義が生じた場合は、双方で協議し決定すること。